

元高教人第241号
令和元年7月10日

各学校長 様

市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
（公印省略）

「再犯防止推進計画」を受けた児童生徒に係る取組の充実について（通知）

うえのことについて、令和元年7月3日付けで文部科学省初等中等教育局長事務代理文部科学審議官より別添写しのとおり通知がありました。

計画では、重点課題の一つに「学校等と連携した修学支援の実施等」が掲げられ、非行をした児童生徒が、再び学校に戻って居場所を得ることや進学等の形で学びを継続していくことが重要となります。また、修学後は周囲の理解や支援も必要です。

つきましては、下記の内容を踏まえ、貴管内の学校に本通知を周知していただくようお願いいたします。

記

1. 少年院・少年鑑別所に入院・入所した児童生徒の復学について
2. 少年院に入院した児童生徒について
 - ①保護者の就学義務及び児童生徒の学籍について
 - ②在院中の児童生徒の学習評価、卒業認定等について
3. 少年鑑別所に在所中の児童生徒について
 - ①保護者の就学義務及び児童生徒の学籍について
 - ②在所中の児童生徒の指導要録に係る対応について

【本件担当】

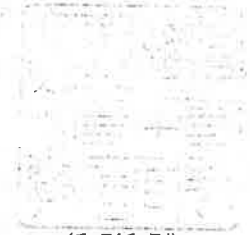
高知県教育委員会事務局人権教育課
TEL 088-821-4937 FAX 088-821-4559
アドレス



元受文科初第261号
令和元年7月3日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長事務代理
文部科学審議官



(印影印刷)

「再犯防止推進計画」を受けた児童生徒に係る取組の充実について（通知）

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が公布、施行されました。本法律は、再犯の防止等に関する施策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本となる事項を定めるものであり、平成29年12月15日には、同法に基づき、平成30年度からの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」（以下「計画」という。）が閣議決定されたことは、「『再犯防止推進計画』の策定について」（平成29年12月20日付け29受文科生688号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知）で通知したとおりです。

計画では、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係行政機関の相互の連携に基づき施策を総合的に推進することをはじめとする5つの基本方針を設定しています。さらに、7つの重点課題の一つに「学校等と連携した修学支援の実施等」が掲げられ、その具

体的施策として、法務省及び文部科学省において、矯正施設における復学手続等の円滑化等を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知するよう求められているところです。これを受けて法務省は、令和元年6月12日、別添のとおり「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」（以下「事例集」という。）をとりまとめました。

非行をした児童生徒が、再び学校に戻って居場所を得ること、また、進学等の形で学びを継続していくことは、進路の選択肢が増えるなどその改善更生や生活の安定において極めて重要です。また、本人が更生を決意したとしても、復学後の周囲の理解や支援がなければ再非行の防止や改善更生につながりません。このようなことから、あらためて計画の趣旨の徹底を図るとともに、本事例集について管下・所轄の学校に周知いただきますようお願いいたします。

また、出院後の復学を円滑に行う観点から、この度、学齢児童生徒が少年院及び少年鑑別所に入・出院（所）した際の保護者の就学義務や当該児童生徒の学籍、指導要録の取扱い等については、下記によることとしましたので、各教育委員会におかれては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、管下の学校及び域内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）教育委員会に対して、各指定都市及び市区町村教育委員会におかれては管下の学校に対して、各都道府県及び学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては管下の学校に対して、本通知の趣旨及び内容を周知くださるようお願いいたします。

記

1. 少年院・少年鑑別所に入院・入所した児童生徒の復学について

児童生徒が少年院や少年鑑別所を出院・退所して学校に復学するに当たって、従来の学校生活や交友関係等で様々な問題を抱えていたことも多く、学校生活に適応するまでに困難を伴うことが少なくない。このことから、学校は、当該児童生徒の生徒指導等について少年院や少年鑑別所に相談するなど、継続的に連絡体制を整えておくことが重要であること。また、教育委員会等設置者は学校の受入れが円滑に行われるよう、個別事案を十分に把握し、関係機関と連携して必要な支援を行うこと。その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする心理や福祉、弁護士等の専門家と必要に応じて情報を共有し、連携するなど、児童生徒の改善更生に多角的に関わるということが重要であること。

2. 少年院に入院した児童生徒について

①保護者の就学義務及び児童生徒の学籍について

児童生徒の就学の機会を確保することは、憲法に定める教育を受ける権利を保障する観点から極めて重要であり、学校教育法第17条において、保護者は子を義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）に就学させる義務を課している。ただし、当該子が「病弱、発育不完全その他やむをえない事由のために就学困難と認められる」場合、同法第18条及び同法施行規則第34条により、保護者の願い出を受けて、教育委員会は保護者の就学義務を猶予又は免除することができる。

文部科学省においては、これまで、児童生徒の少年院への入院はこの「やむを得ない事由」に当たり、当該児童生徒の保護者は就学義務の猶予又は免除を受けることとなるとの考え方を示してきた。

しかしながら、少年院において、少年院法第26条第1項に基づき、教科書を用いて学校教育に準ずる内容の教科指導が行われていることに鑑み、児童生徒が出院後に円滑に学校に復学できるようにする観点から、入院前に当該児童生徒が通学していた学校が、少年院との連携の下、少年院における学習の状況等を適切に把握していると判断する場合は、保護者は教育委員会に就学義務の猶予又は免除の願い出をする必要はなく、在院中も引き続き入院前に通学していた学校に在籍することができることとしたこと。

なお、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人等が設置する義務教育諸学校に通う児童生徒が少年院に入院した場合であって、その学校を退学したときは、学齢簿を編製する教育委員会は、保護者の願い出を受けて、就学義務を猶予・免除することもできること。また、円滑な復学の観点から、保護者の意向を聴取した上で、在院中に就学すべき学校を指定し、在籍を認めることもできること。この場合、当該学校が少年院との連携の下、少年院における児童生徒の学習の状況等を適切に把握する必要があること。

②在院中の児童生徒の学習評価、卒業の認定等について

①により、入院前に通学していた学校における在籍が継続する場合、当該学校は少年院において矯正教育を受けた日数について指導要録上出席扱いとすることができること。また、当該矯正教育において行った学習の評価を適切に行い、指導要録に記入することができること。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、「小学校、中学校、

高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日付け30文科初第1845号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

この他、児童生徒の在院中における各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、当該学校は少年院との連携の下、在院中の学習の状況等を把握して平素の成績を評価し、その修了又は卒業を認めることができること。

また、学校保健安全法第13条第1項に基づく定期の健康診断については、少年院において実施された健康診断等が、同法施行規則第6条に照らし適切に実施されたとみなされる場合は、当該健康診断等の結果をもってこれに代えることができること。なお、当該健康診断等の結果は、学校において同法施行規則第8条第1項に規定する健康診断票に転記すること。

3. 少年鑑別所に在所中の児童生徒について

①保護者の就学義務及び児童生徒の学籍について

観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される場合は、家庭裁判所の審判を受けるまでの一時的（概ね4週間）な措置として入所するものであることから、学校教育法第18条における「やむを得ない事由」には当たらず、就学義務の猶予・免除の対象とはならないこと。

②在所中の児童生徒の指導要録に係る対応について

少年鑑別所は、少年院と異なり、教育を行う機関ではないが、入所した児童生徒の健全な育成への配慮として、その自主性を尊重しつつ、生活習慣等に関する助言・指導や学習の支援が行われている。このような状況等を踏まえ、児童生徒が少年鑑別所において助言等を受けた場合であって、当該児童生徒の自立を支援する上で当該助言等が有効・適切であると判断され、かつ、以下の要件を満たす場合には、当該施設において助言等を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができること。

[出席扱いとする場合の要件]

- (1) 当該施設と学校との間において、児童生徒に対する助言等に関し、十分な連携・協力が保たれていること。
- (2) 当該施設において、児童生徒の状況に適した適切な助言等が行われていることが確認できること。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日付け30文科初第1845号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

- 【別添1-1】「保護観察及び少年院送致となった少年の修学支援に向けた学校等と保護観察所及び矯正施設との連携強化について（依頼）」（令和元年6月12日付け法務省矯少第24号法務省矯正局長・法務省保護局長通知）
- 【別添1-2】「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」
- 【別添2-1】「再犯防止推進計画（平成28年12月15日閣議決定）」（概要）
- 【別添2-2】「再犯防止推進計画（平成28年12月15日閣議決定）」（抜粋）

(担当)

保護者の就学義務及び児童生徒の学籍に関すること

初等中等教育局初等中等教育企画課

教育制度改革室義務教育改革係

電話 03-5253-4111 (内線 2007)

入院・入所した児童生徒の復学の支援並びに在院・在所中の児童
生徒の出席の取扱い及び学習評価等に関すること

初等中等教育局児童生徒課

生徒指導室生徒指導第一係

電話 03-5253-4111 (内線 3299)

健康診断に関すること

初等中等教育局健康教育・食育課

保健指導係

電話 03-5253-4111 (内線 2918)

法務省矯少第24号
令和元年6月12日

文部科学省初等中等教育局長事務代理

文部科学審議官 殿

法務省矯正局長

(公印省略)

法務省保護局長

(公印省略)

保護観察及び少年院送致となった少年の修学支援に向けた学校等と保護観察所及び矯正施設との連携強化について（依頼）

当省の矯正行政及び更生保護行政につきまして、平素から格段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴職におかれましては、これまで、保護観察及び少年院送致となった少年の修学支援を始め、再非行防止に向けた取組に対して、各学校及び教育委員会（以下「学校等」という。）と保護観察所及び矯正施設との連携強化に御尽力をいただいていたところとす。

御承知のとおり、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が平成28年12月に公布・施行されました。同法に基づき、平成29年12月に策定された再犯防止推進計画においては、「学校等と連携した修学支援」が重点課題の一つとして掲げられ、課題に向けた施策として、「矯正施設からの進学・復学の支援」が示されており、その具体的な取組として、貴省及び当省において、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することが求められています。

そこで、今般、保護観察・少年院送致となった少年について、学校等との連携事例に加え、保護観察や少年院送致に至る手続きの概要等について説明した資料「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」を別添のとおり取りまとめましたので、学校等に対して広く周知していただくとともに、学校等と保護観察所及び矯正施設との更なる連携強化につき格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

保護観察・少年院送致となった生徒の
復学・進学等に向けた支援について

令和元年6月

法務省矯正局・保護局

目 次

はじめに

1	再非行防止に向けた取組について	1
2	保護観察・少年院送致に至る手続の流れ	2
I	少年鑑別所について	3
1	少年鑑別所とは	3
2	少年鑑別所での生活	3
3	学校との連携	4
(1)	少年鑑別所在所中の生徒との関わり	4
ア	学校生活への円滑な復帰に向けて	4
イ	健全な育成のための支援	4
ウ	面会や手紙のやりとり	5
(2)	非行・犯罪の防止に向けた支援等	5
ア	個別ケースに関する連携例	6
イ	研修・法教育等に関する連携例	6
II	保護観察について	8
1	保護観察とは	8
2	保護観察の流れ	9
3	中学校や高等学校に在籍している保護観察対象者に対する処遇	9
4	学校との連携	9
(1)	保護観察対象者の処遇について	9
(2)	犯罪予防活動について	10
III	少年院について	13
1	少年院とは	13
2	少年院における処遇	13
(1)	基本的な制度	13
ア	矯正教育課程	13
イ	個人別矯正教育計画	15
ウ	入院から出院までの流れ	15
(2)	矯正教育	16
(3)	社会復帰支援（学校への復学支援等を含む。）	17
3	少年院での生活	17
(1)	一日の流れ	17

(2) 寮生活	18
(3) 少年院における学校の教育課程に準ずる教育	18
4 学校との関わり	19
(1) 義務教育段階の生徒について	19
ア 入院通知	19
イ 学習状況の連絡	19
ウ 面会等	20
エ 復学調整	20
オ 卒業証書の授与	20
カ 高等学校等の受験	21
キ 出院後のサポート体制の構築に向けて	21
(2) 高等学校の生徒等について	21
5 保護者に対する協力の求め	22

【事例】

- 事例1 【保護観察処分】生徒の発達上の課題に配慮した指導を連携して行うことで高等学校に合格した例
- 事例2 【保護観察処分】高等学校と保護観察所が連携して関わることで生活が安定した例
- 事例3 【少年院送致】学校と少年院が課題を共有して指導に当たることで円滑に復学できた例
- 事例4 【少年院送致】在院中に卒業式を迎え、中学校から卒業証書を授与された例
- 事例5 【少年院送致】中学校及び高等学校の協力を得て少年院在院中に高校受験を行った例
- 事例6 【少年院送致】地域の支援体制を整えながら特別支援学校に編入した例

【資料】

少年院Q&A

はじめに

1 再非行防止に向けた取組について

非行により保護観察や少年院送致となった少年が、再び非行をしないようにするためには、少年自身が自分の行為の責任を自覚し、被害者の方々の心情等を理解した上で、自ら社会復帰のために努力していくことが重要です。そのため、保護観察所や少年院においては、一人一人の特性や必要性に応じた指導を行っていますが、厳しい生育環境や不十分な学力、障害等、様々な生きづらさを抱える少年たちが地域社会の中で孤立することなく、再非行しないで生きていくためには、保護観察所、少年院といった刑事司法関係機関のみならず、政府・地方公共団体・学校・民間協力者が一丸となった取組が必要です。

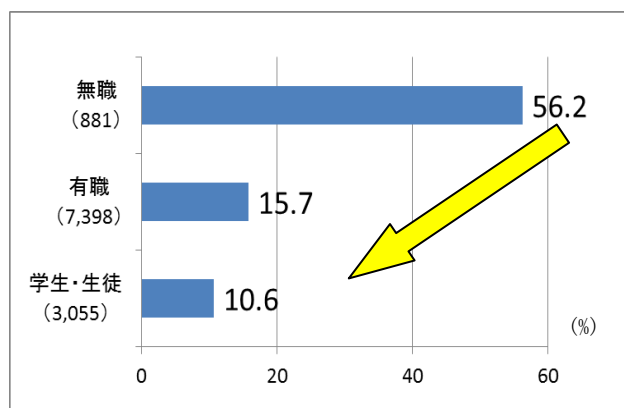
平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が成立・施行されました。これは、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した法律であり、翌年には、その推進を図るため、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止推進計画」が決定されました。同計画には、7つの重点課題が掲げられていますが、その一つに「学校等と連携した修学支援の実施等」があり、①児童生徒の非行の未然防止等、②非行等による学校教育の中断の防止等、③学校や地域社会で再び学ぶための支援、が具体的施策として盛り込まれています。

少年にとって、学びの継続は、進路の選択肢を増やし、生活の安定を図るためにも極めて重要です。図1は、保護観察終了時の再処分率（保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分を受けた者の人員の占める比率）を、終了時の就労・修学状況別に見たものですが、保護観察終了時に職に就いていた者及び学生・生徒であった者の再処分率は、無職の者に比べて明らかに低いことが分かります。

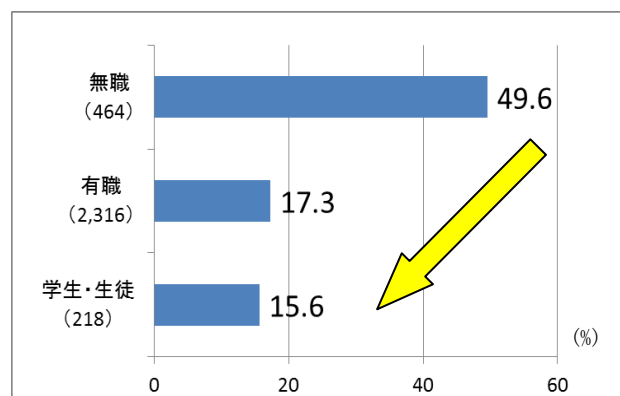
図1 保護観察終了時の再処分率（終了時の就学・就労状況別）

※平成29年版犯罪白書230頁から引用（平成28年）

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



非行をした少年が、再び学校に戻って居場所を得ること、また、進学等の形で学びを継続していくことについて、学校関係者の皆様のお力添えをいただければ、少年の改善更生にとって大変大きな力となりますので、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

2 保護観察・少年院送致に至る手続の流れ

保護観察及び少年院送致に至る一般的な手続の流れについては、図2のとおりです。

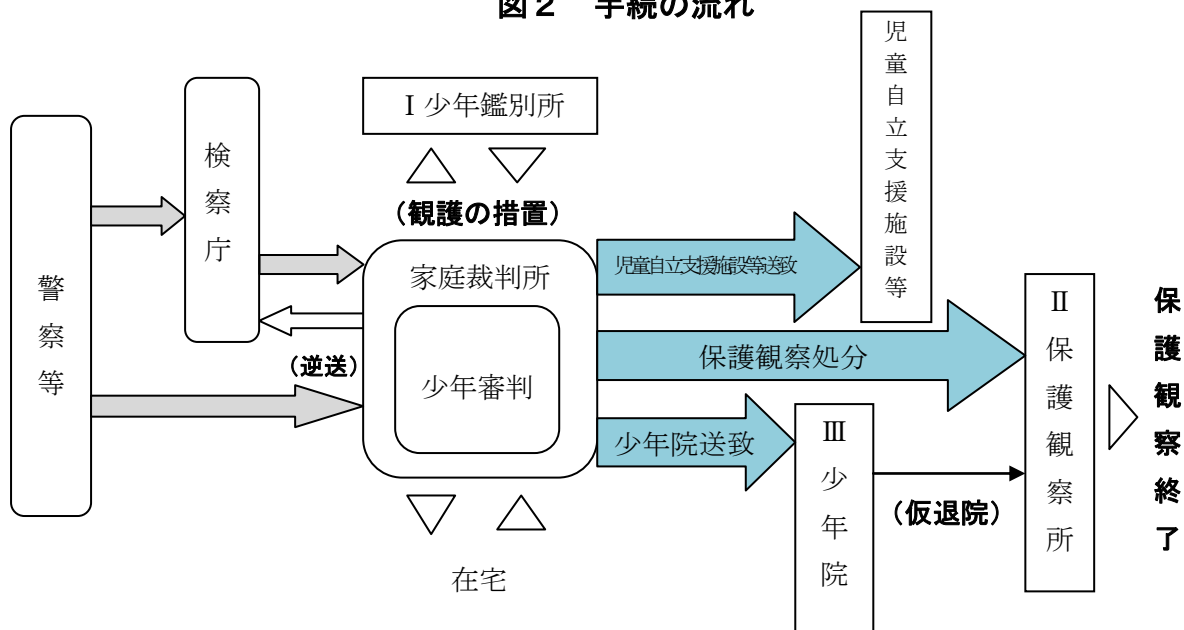
少年事件は、検察官などから家庭裁判所に事件の係属が移されます。家庭裁判所が事件を受理した後、家庭裁判所調査官によって少年本人や保護者、参考人について、非行の原因や少年の抱える問題を明らかにし、どうすれば立ち直ることができるかを見極めるための調査（社会調査）が行われます。この調査は、多くは、少年が在宅のまま行われますが、少年の身柄を保全して鑑別をする必要がある場合は、観護の措置が執られ、少年鑑別所へ収容されます。

少年鑑別所による鑑別の結果は、家庭裁判所に通知され、家庭裁判所が行う決定の資料となります（鑑別及び観護の措置については「I 少年鑑別所について」を参照）。

家庭裁判所が行う保護処分（非行のある少年に対して、性格の矯正及び環境の調整を目的として行われる処分）の決定には、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致の3種類があります。通常の社会生活を営ませながら行うのが保護観察であり、施設への収容を伴うのが児童自立支援施設・児童養護施設送致及び少年院送致です。

法務省がその執行を所管しているのは、保護観察処分及び少年院送致であり、以降、この2つの処分と、両処分において必要となる学校との連携について説明します。また、両処分の説明に先立って、少年鑑別所についても説明します。

図2 手続の流れ



I 少年鑑別所について

1 少年鑑別所とは

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）を行うことを目的とする、法務省所管の施設です。

鑑別



- 再非行防止に向けた処遇指針の策定
（非行要因等の分析、立ち直りに向けた処遇指針）
- 人間科学の知見に基づくアセスメント

観護処遇



- 在所者の情操の保護への配慮
- 健全な育成のための支援（学習等の機会の提供等）

地域援助



- 非行及び犯罪の防止に向けた活動
（非行・犯罪臨床の知見の活用、アセスメント機能をいかした援助）

※ 少年鑑別所の詳細については、法務省ホームページを御覧ください。

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei6.html

2 少年鑑別所での生活

観護の措置が執られると、少年は、落ち着いた気持ちで家庭裁判所の審判を受けることができるよう、少年鑑別所で規則正しい生活を送ります。観護の措置の期間は、おおむね4週間ですが、特に必要のある場合は、家庭裁判所の決定で延長されることがあります（最長8週間）。

少年鑑別所には、法務技官（心理学等に関する専門的な知識を有する国家公務員であり、公認心理師や臨床心理士等の資格を有している者もいます。）や、法務教官（教育学や心理学に関する専門的な知識を有する国家公務員であり、教員免許を有している者もいます。）が勤務しています。少年一人一人に、担任の法務技官と法務教官がつき、これらの職員が個別に少年に対応しています。

在所中は、審判に向けて、家庭裁判所調査官による社会調査に加え、少年鑑別所の法務技官による面接や心理検査、法務教官による行動観察等により、心身の状況等の鑑別が行われます。少年鑑別所における鑑別は、少年の資質面に特に焦点を当てた調査に重点を置いています。他方、家庭裁判所調査官による社会調査は、少年本人に加え、少年を取り巻く家庭環境、学校、職場等に関する調査や調整なども含む、幅広なものとなっています。このように、重点を置く役割を分担しつつ、少年鑑別所と家庭裁判所調査官

は協働しています。

少年鑑別所は、少年院と異なり、教育を行う機関ではありませんが、少年の健全な育成への配慮として、その自主性を尊重しつつ、法務教官等が基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行ったり、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事等の機会を設けたりしています。

面接	心理検査	行動観察
		
時間を掛けて共に振り返ります。	個々の特性や問題性に 応じ、組み合わせて 実施します。	日常の生活場面、課題への 取組など、各場面での 行動傾向・変化に着目します。
<ul style="list-style-type: none">・家族関係・過去の非行歴・生育歴・本件の動機・交友関係・被害者への気持ち・今後の生活 等	<ul style="list-style-type: none">・知能検査・性格検査・適性検査・その他 	<ul style="list-style-type: none">・知的能力・行動傾向（特に対人行動）・情緒、意欲・社会的態度、価値観・生活習慣 等 

3 学校との連携

(1) 少年鑑別所在所中の生徒との関わり

ア 学校生活への円滑な復帰に向けて

家庭裁判所における審判決定等を見ると、少年院送致が約35%、保護観察に付される場合が約40%、家庭裁判所調査官による試験観察が行われる場合が約18%であり、審判の結果、約6割程度が社会生活に戻ることとなります。

学校生活に円滑に復帰することができるよう、学校の先生方には、少年鑑別所において是非生徒との面会をしていただきたいと考えており、保護者の方と今後の支援について話し合いをしていただくことも有効と考えています。

学校の先生方から、少年鑑別所の職員に対して、生徒のことや今後の学校生活についてお話されたいこと等がございましたら、お気軽にお申し出ください。

イ 健全な育成のための支援

少年鑑別所では、健全な育成のための支援として、職員や外部の協力者の方々により、個別又は少人数での学習等の機会を設けています。学習を希望する生徒には、学習図書や教材を、少年鑑別所から貸し出しています。

また、在籍する学校から教科書や資料集、学習用のプリント等の教材の差入れもできますので、必要に応じて保護者の方等と御相談をいただきつつ、学習の継続あるいは学習意欲を持つことができるよう、生徒に対する働き掛けを行っていただければと思います。

なお、少年鑑別所において、相談・指導を受ける場合であって、一定の要件を満たす場合には、指導要録上出席扱いとすることができます。

健全な育成のための支援

生活態度に関する助言・指導

挨拶、整理整頓、身だしなみ、言葉遣い 等

情操のかん養

観桜会、七夕、書初め 等

健全な社会生活への適応を支援する取組

学習支援、就労支援、スポーツテスト、
各種の講話(保健医療等) 等



「家族や周りに、たくさんの迷惑をかけていたことに初めて気づきました」

「自分のことをじっくり考えることができました」

「高校に行きたい、勉強ができるようになりたいと思いました」

「ここにくるまで、被害者の方のことを考えたことがありませんでした」

退所時アンケートから

ウ 面会や手紙のやりとり

少年鑑別所へ入所したことについて、在籍する学校に少年鑑別所からお知らせをすることはありませんが、保護者に対して、必要に応じて学校に連絡するように説明しています。

学校の先生方が生徒との面会を希望される場合は、面会の日時や面会時に話す内容等について、事前に保護者の方等と御相談いただくなどした上で、面会可能な時間に少年鑑別所にお越しください。その際に、身分を確認できるものをお持ちいただくと手続きがスムーズです。

面会時に学校の先生方から、生徒の学習進捗の確認、学習上の個別指導等を行う場合には、面会の時間等について柔軟に対応することもできます。

また、手紙のやりとりもできますので、職員に御相談ください。

※ 各少年鑑別所の住所及び連絡先は、法務省ホームページを御覧ください。

(http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei_kyousei16-05.html)

(2) 非行・犯罪の防止に向けた支援等

少年鑑別所は、少年の健全育成を担う法務省所管の国の機関として、少年法施行以来、長きにわたり、非行等のある少年たちと向き合ってきました。

これまで私たちが培ってきた専門的な知識や技術を活用して、地域社会の非行・犯罪の防止に貢献するため、少年鑑別所では、「法務少年支援センター」として、地域の方々からの相談をお受けしています。非行や問題行動、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係などについて、御本人や御家族はもちろんのこと、学校の先生方などから、数多くの御相談をいただいていますので、お気軽に御利用ください。

また、法教育、学校等が主催する研修会、講演会などに、少年鑑別所の職員を派遣し、非行や犯罪の防止、子育て、思春期の子供の理解と望ましい接し方などについて説明したり、教育・指導方法の提案などを行ったりしています。

御希望がありましたら、最寄りの少年鑑別所に御連絡ください。

ア 個別ケースに関する連携例

連携の例1 周りとうまくなじめずに同級生とトラブルになった生徒

中学校の先生から相談を受けました。
保護者の方に、子供の性格や発達上の特性を理解したいという希望があり、生徒も自分の性格を理解したいということでしたので、職員が生徒と保護者の方と面接を行い、心理検査を行いました。
保護者の方とは、お子さんとの関わり方について話し合い、助言を行いました。また、生徒とは、暴力防止を目的としたワークブックを用いたり、気持ちを言葉で伝える練習などをしたりして、継続的に助言・支援をしました。



連携の例2 性的な問題行動が心配な生徒

中学校の先生から相談を受けました。
異性との関わり方に不適切な面があり、性的な問題行動の広がりや心配される生徒と、その保護者の方に対して、職員が面接を行いました。
生徒とは、性的な問題行動の防止を目的としたワークブックを用いて、他者との関わり方や、相手の気持ちに配慮することの大切さについて話し合うなどして、関わりを継続しました。

連携の例3 万引きで停学処分を受けた生徒

高校の先生から相談を受けました。
生徒と職員が面接を行い、心理検査などを実施しました。万引きの背景に、どのような問題があるのか、今後、さらに問題行動が深刻なものとなっていくおそれはないかなどを検討し、その結果を、生徒と保護者、学校の先生と話し合いました。
その後も、学校でのケース会議に定期的に参加し、生徒への関わり方などについて提案をしました。

イ 研修・法教育等に関する連携例

少年鑑別所による研修・法教育では、次のように、非行・犯罪の問題や思春期の子供たちの行動理解等に関する専門的な知識やノウハウを活用しながら実施しています。

◇ 学校の先生への研修

小学校、中学校、高校において、それぞれの時期に見られる特徴や問題行動、児童・生徒たちに関わる際のポイント等について研修を行っています。

最近の
非行少年の特徴

少年非行の防止と
地域のか

発達上の課題のある
子供の理解と支援

思春期の子供への
接し方



◇ 児童・生徒への法教育

少年鑑別所の職員が学校へ出向いて、児童生徒に対して授業を行っています。テーマとして、例えば、次のようなものがあります。

インターネットやSNS
の危険性について

少年保護手続の
仕組みについて

薬物など特定の非行・
犯罪の防止について

法律やルールを
守ることについて



◇ ケース検討会議への参加

学校での生徒のケース検討会議に参加し、問題行動の理解や指導、働き掛けのポイントについて助言を行ったり、面接や心理検査の結果について情報提供を行ったりしています。

例えば、暴力、性的問題行動、万引き、交友関係、物質乱用等、様々な依頼に対応しています。

※ 法務少年支援センターの詳細は、法務省ホームページを御覧ください。

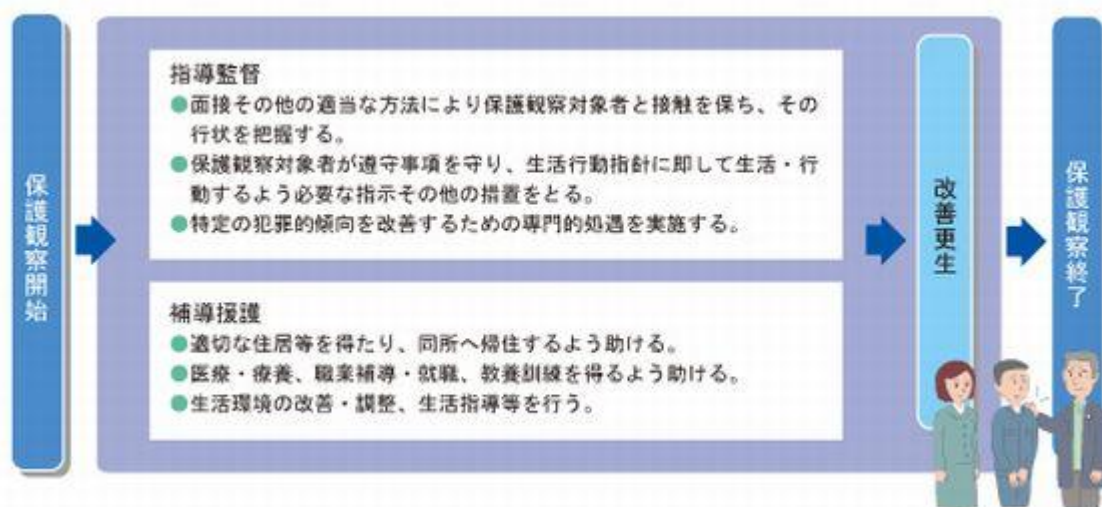
(http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei_k06-1.html)



Ⅱ 保護観察について

1 保護観察とは

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、通常の社会生活を営ませながら、保護観察官（注1）及び保護司（注2）が「指導監督」及び「補導援護」を行うものです。このような関わりは、「処遇」という言葉が用いられることもあります。指導監督は指示や命令を含むものですが、それらに一度従わなかっただけで身柄拘束などの厳しい措置があるわけではありません。補導援護は援助的なもので、各種助言や就労等の支援が含まれます。



保護観察を受ける少年には、家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年（保護観察処分少年）、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている少年（少年院仮退院者）の2つのパターンがあります。

保護観察中の少年には、「遵守事項」を守る義務が課されます。遵守事項は、健全な生活態度を保持すること、保護観察官や保護司の呼出し・訪問に応じること、保護観察を誠実に受けることなど保護観察対象者全てに共通する「一般遵守事項」と、その人の問題性に依りて定められる「特別遵守事項」があります。少年がこれらに違反すると少年院に送致するなどの措置を執られることがあります。ただし、施設に収容するということは、人権の重大な制約になりますから、非行をする危険性が明らかであり、保護観察では指導の限界に達しているといった危機場面に至らなければ、措置を執られることはありません。

（注1）保護観察官は常勤の国家公務員で、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有し、全国50か所（各都道府県1か所・北海道は4か所）にある保護観察所に配属されている専門職です。保護観察官は、主として、保護観察の実施計画の立案、保護観察対象者の危機場面における介入、改善更生した場合の保護観察の打ち切りに関する措置等を行います。

（注2）保護司は、民間のボランティアですが、非常勤の国家公務員の身分を有し、

毎月、担当する保護観察対象者と面接し、必要な助言等を行います。

※ 保護観察の詳細については、法務省ホームページを御覧ください。

(http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_hogo01.html#01)

2 保護観察の流れ

保護観察の期間は、保護観察処分少年については20歳まで又は2年間の長い方、少年院仮退院者については原則として20歳に達するまでです。ただし、保護観察を継続しなくても、確実に改善更生をすることができると認められるときは、保護観察処分少年は、保護観察所の長の判断による「解除」、少年院仮退院者は、地方更生保護委員会の決定による「退院」という早期の終了措置が執られて保護観察が終了します。

※ 保護観察所の住所及び連絡先は、法務省ホームページを御覧ください。

(http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_hogo01-01.html)

3 中学校や高等学校に在籍している保護観察対象者に対する処遇

中学校や高等学校に在籍している保護観察対象者についても、他の保護観察対象者と同様に遵守事項を守って生活することが義務づけられており、例えば、「正当な理由のない欠席、遅刻又は早退をすることなく学校に通うこと」「学校をやめようとするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること」などの特別遵守事項が設定されていることがあります。保護観察においては、生徒がこれらの遵守事項を守って学校に通い続けられるように生徒本人に対し指導・助言をしていくとともに、生徒の保護者に対し、監護に関する責任を自覚させ、保護観察対象者の改善更生に資する関わりをするよう指導や助言を行うほか、学校やその他の関係機関と連携して、生徒が学校へ通い続けられるような環境を整えています。

4 学校との連携

(1) 保護観察対象者の処遇について

保護観察は、施設に收容せずに通常の社会生活を営ませながら指導等を行うものですので、保護観察となった生徒は、他の生徒と同様に学校へ通うこととなります。保護司との面接は通学に支障のない日時が設定されますので、学校生活に直接的な影響はありません。

しかし、保護観察となった生徒は、これまで学校生活や交友関係等で、様々な問題を抱えていることも多く、他の生徒と一緒に再び学校生活に馴染むまでには、困難が伴うことが少なくありません。そのため、当該生徒の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を助けるためには、家族を始め、学校、福祉、医療、司法等、その生徒に関わる機関が連携し、それぞれが有する情報を共有して、各機関の専門性を生かしていくことが重要です。

保護観察の目的は、保護観察対象者の再非行の防止と改善更生を図ることにありま

す。対象者が改善していけば、学校にも適応していくことになるでしょうから、その点で学校と保護観察所の目標は重なり合います。

保護観察所が学校にお願いしたいこととしては、問題行動を起こした生徒が学校外で不良交友に流れることを防ぐために、学校に居場所を作っていただくことです。また、高校卒業の資格が得られないと、進路の選択肢が限定される場合もありますし、18歳未満であれば就労が困難な状況が生じ、行動や心情が不安定になる場合もあるため、高校へ進学した者については、できるだけ高校への通学を継続させてほしいとも考えています。

また、学校と保護観察所がそれぞれその立場を活用することにより、生徒のために多角的なアプローチを行うことが重要です。学校は、日々生徒に接し、教育活動を行う中で指導・支援を行う一方、保護観察所は、権力的な立場からの指導が可能です。遵守事項の違反は施設収容の可能性があるため、遵守事項を守るよう強い心理規制を掛けることができ、先述のように、「学校に通うこと」という遵守事項を定めることもあります。さらに、保護観察所の社会資源を活用して、ボランティアによる学習支援やハローワークと連携した就労支援を実施することもできます。立場の異なる関係者が連携し、多角的に生徒の状況を理解し、アプローチしていくためには、生徒に関する情報、各専門分野の視点及び各関係者のできることを持ち寄ることが重要です。そのために、お近くの保護観察所と顔の見える関係を作っていただきたいと思えます。

○ 事例1【保護観察処分】生徒の発達上の課題に配慮した指導を連携して行うことで高等学校に合格した例

○ 事例2【保護観察処分】高等学校と保護観察所が連携して関わることで生活が安定した例

(2) 犯罪予防活動について

多くの保護司は、犯罪予防活動の一環として、特に“社会を明るくする運動”（注1）の強調月間である7月を中心に、小・中学生を対象とした非行防止教室や生徒指導担当教員との座談会などを開催しています。また、保護司会（注2）によっては、学校との連携を進めるための窓口となる保護司を指名するなどして学校と定期的な協議会や意見交換会を開催しているものもあります。このような関わりも、学校と保護観察所の連携の強化に有益なものとなりますので、活用してください。

① 非行防止教室

主に小中学生を対象に、学校や教育委員会等の学校関係者や警察等の関係機関と連携し、保護司が学校等に出向き、更生保護に関する講座・研修等を行っています。

② 薬物乱用防止教室

小中学生及び高校生を対象に、学校や教育委員会等の学校関係者や警察、保健所等の専門機関と連携しながら、薬害等に関する教室を開いています。

③ 学校教諭との座談会

学校との連携を図るとともに、少年の非行防止のため、生徒指導担当教諭等との座談会や更生保護に関する勉強会等を開催し、在学中の保護観察対象者についての意見交換や、学校教諭からの相談に対して助言等を行っています。

④ その他の活動

* 学校と連携して行う地域ぐるみの健全育成活動

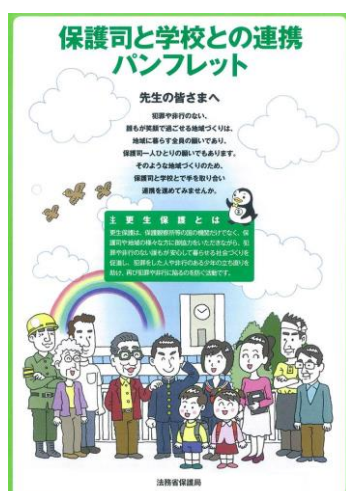
学校と保護司が企画し、PTAや町内会、地元の商店街等とともに、子供の健全育成を目的とした地域ぐるみの行事を実施しています。

* 子供たちの居場所づくり，学習支援

小中学生を対象に、学校、警察、BBS会（注3）等の関係機関・団体や保護者と連携し、更生保護サポートセンター（注4）を子供たちの居場所として開放するなど、子供たちを地域で見守る活動を実施しています。

* 保護者に対する相談会等

地域の非行防止を目的に、保護司会では、小中学校と連携して、子育てやしつけに悩む児童・生徒の保護者を対象とした教育相談会等を開催し、保護者から寄せられる不安に対して保護司が助言を行っています。



「保護司と学校との連携パンフレット」

(注1) 「社会を明るくする運動」とは、国民が犯罪や非行の防止と犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について理解を深めることを主眼に法務省が主唱する全国的な運動です。毎年7月の強調月間を中心に、全国で様々な行事が実施されており、“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施に当たっては、地域の保護司が地元の小中学校を訪問するなどして、協力を求めています。

(注2) 「保護司会」とは、主に市区町村を単位とする地域ごとに、保護司によって構成される組織であり、全国に約900の保護司会があります。保護司会は、保護司法に定められた組織であり、地域におけるネットワークづくりや保護司研修の実施、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動等を行っています。

(注3) 「BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) 会」とは、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健

全に成長したりしていくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約4,500人の会員が参加しています。

(注4) 更生保護サポートセンターとは、保護司や保護司会が行う地域の更生保護活動の拠点であり、保護司が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。平成29年度末までに全国の501の保護司会に設置されています。

Ⅲ 少年院について

1 少年院とは

少年院は、家庭裁判所の決定により、保護処分として少年院に送致された少年等を収容し、矯正教育（後記2（2）参照）と社会復帰支援（後記2（3）参照）を行う法務省所管の施設です。

少年院は、おおむね12歳から20歳までの少年を収容していますが、家庭裁判所の決定等により、20歳を超えても収容することができます。

少年院には、次のとおり種類があり、入院時の年齢、犯罪的傾向の程度、心身の状況等に応じて、収容しています。保護処分として少年院送致となる少年が、第1種から第3種のどの種類の少年院に送致されるかは、家庭裁判所の決定によります。

- 第1種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの
- 第2種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満のもの
- 第3種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの
- 第4種 少年院において刑の執行を受ける者（※）

※ 懲役又は禁錮の刑事処分を受けた少年受刑者については、16歳に至るまで少年院において矯正教育を実施することができるかとされています。ただし、令和元年5月末現在まで、第4種少年院への収容実績はありません。

※ 少年院の詳細については、法務省ホームページを御覧ください。

http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei_kyouse04.html

2 少年院における処遇

(1) 基本的な制度

ア 矯正教育課程

少年院では、少年の特性に応じて計画的・体系的・組織的に矯正教育を行うため、「矯正教育課程」という教育のコースを設けています。矯正教育課程は、少年の年齢、心身の障害の状況、犯罪的傾向の程度、少年が社会生活に適応するために必要な能力その他の事情に照らして、一定の共通する特性を有する少年の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたものです。

少年院の種類と矯正教育課程の対応関係は次表のとおりであり、義務教育段階にある少年が指定される可能性があるのは、色付けしてある8課程です。

矯正教育課程は、各少年院に一つ又は複数指定されています。少年院送致の決定

を受けた少年を具体的にどの少年院に送るかを決めるのは少年鑑別所であり、少年鑑別所は、各少年院に指定されている矯正教育課程等を考慮した上で送致先を決定します。そのため、例えば、A県在住の中学生が少年院送致となった場合であっても、A県に送致すべき少年院がなければ、送致先として適当なB県の少年院に送致されることとなります。

少年院に入院すると、少年が履修すべき矯正教育課程が指定されます。少年院では、矯正教育課程ごとに「少年院矯正教育課程」というカリキュラム（矯正教育課程ごとの教育方針、目標、教育内容・方法、週間標準日課表等を定めたもの）を作成しており、それに従って教育を受けることとなります。

少年院の種類と矯正教育課程

少年院の種類	矯正教育課程	符号	在院者の類型	矯正教育の重点的な内容
第1種	短期義務教育課程	SE	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	中学校の学習指導要領に準拠した、短期間の集中した教科指導
	義務教育課程Ⅰ	E1	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	小学校の学習指導要領に準拠した教科指導
	義務教育課程Ⅱ	E2	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したもの	中学校の学習指導要領に準拠した教科指導
	短期社会適応課程	SA	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導
	社会適応課程Ⅰ	A1	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの	社会適応を円滑に進めるための各種の指導
	社会適応課程Ⅱ	A2	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの	自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導
	社会適応課程Ⅲ	A3	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導
	支援教育課程Ⅰ	N1	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導
	支援教育課程Ⅱ	N2	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導
	支援教育課程Ⅲ	N3	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの	対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導
第2種	社会適応課程Ⅳ	A4	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者	健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導
	社会適応課程Ⅴ	A5	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導
	支援教育課程Ⅳ	N4	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導
	支援教育課程Ⅴ	N5	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導
第3種	医療措置課程	D	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者	心身の疾患、障害の状況に応じた各種の指導
第4種	受刑在院者課程	J	受刑在院者	個別的事情を特に考慮した各種の指導

イ 個人別矯正教育計画

少年院に入院した少年については、速やかに、個人別矯正教育計画が策定されます。個人別矯正教育計画は、少年院矯正教育課程に即して、在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間その他の矯正教育の実施に関し必要な事項を定めたものです。少年に対する教育は、この計画を基に実施され、在院期間中、必要に応じて変更されます。

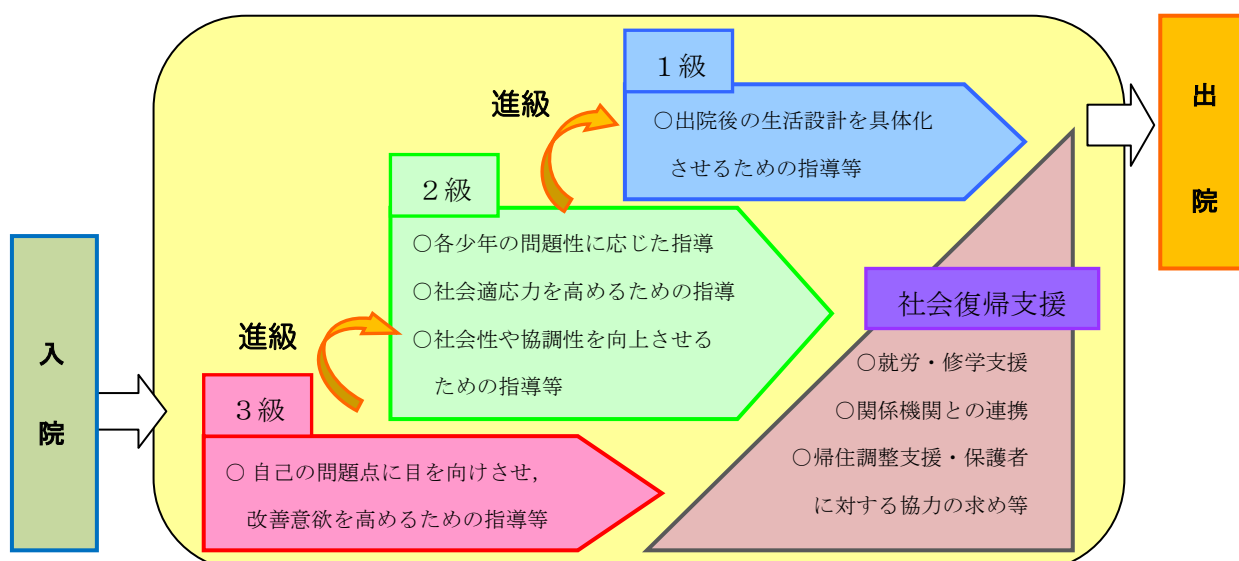
少年院での矯正教育の期間は、おおむね1年程度です。ただし、少年院送致の決定に当たり、家庭裁判所から、少年院で行う矯正教育の期間に関して「短期間」又は「特別短期間」という処遇勧告（※）が付された場合は、少年院において、その少年に上記の矯正教育課程のうち短期義務教育課程又は短期社会適応課程を指定し、「短期間」については20週間、「特別短期間」については11週間で矯正教育を行う計画を立てます。一方、「相当長期間」の処遇勧告が付された場合は、矯正教育の期間が2年を超えることもあります。

※ 処遇勧告…保護処分決定をした家庭裁判所は、少年の処遇に関して、勧告ができるとされています。法的拘束力はありませんが、少年院は尊重する義務があります。

ウ 入院から出院までの流れ

少年院においては、処遇に段階（1級、2級、3級）を設けており、少年院に入院するとまず3級に指定され、その後、成績の評価に応じて2級、1級へと順次進級していきます。段階が進むにつれて、矯正教育の目標や内容・方法、社会復帰支援の内容が出院後の社会生活を意識したものになり、例えば、1級になると、少年院の外で行う社会貢献活動や職場見学なども行われるようになります。

成績は、在院者一人一人について定められた矯正教育の目標の達成度や、矯正教育への取組状況、規範意識や対人関係といった少年院での生活の状況が評価されます。予定されていた期間で、進級に必要な基準に達しなかった場合は、矯正教育の期間が延長されることとなります。



在院者が1級の段階に到達し、出院後の引受け体制等が整っていれば、少年院の長は、少年院の所在地を管轄する地方更生保護委員会に仮退院の申出をします。同委員会の審理によって仮退院が許されれば、在院者は、仮退院を許された日に少年院を出院して引受人（保護者等）のもとに帰住します。

（2）矯正教育

少年院において、少年たちの犯罪的傾向を矯正し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や能力を習得させることを目的として行う教育を「矯正教育」といいます。矯正教育は、個々の少年の特性に応じ、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を組み合わせ実施しています。

指導を担当するのは、主に少年院の法務教官（教育学や心理学に関する専門的な知識を有する国家公務員であり、教員免許を有している者もいます。）ですが、義務教育指導については教員免許を有する外部の方々の協力を得ているほか、体育指導（ダンス等）や特別活動指導（音楽、美術、書道等）などにおいても民間協力者の協力を得ながら指導しています。（少年院における学校の教育課程に準ずる教育についてはP18を参照ください）



生活指導：自立した生活のための基礎となる知識や生活態度を身に付けるための指導を実施しています。生活指導以外の指導とも関連を持ち、それを補足・統合する役割を果たしています。

【基本的な生活訓練，問題行動指導，治療的指導，被害者心情理解指導，保護関係調整指導，進路指導／特定生活指導】

職業指導：勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能を身に付けるための指導を実施しています。

【職業生活設計指導，自立援助的職業指導，職業能力開発指導】

教科指導：義務教育や高等学校への進学を希望する者に対する指導のほか、社会生活の基礎となる学力を身に付けさせるための指導を実施しています。また、希望する者は、少年院内で、高等学校卒業程度認定試験を受験することができ、受験指導を重点的に実施するコースを設けている施設もあります。【義務教育指導，補習教育指導，高等学校教育指導】

体育指導：自立した社会生活を営むための健全な心身を育てることを目的とした指導を実施しています。

特別活動指導：情操を豊かにし、自主性，自立性，協調性を育てるための指導を実

施しています。

【自主的活動，クラブ活動，情操的活動，行事，社会貢献活動】

(3) 社会復帰支援（学校への復学支援等を含む。）

在院者の改善更生と円滑な社会復帰のためには，本人に対して矯正教育を行うだけでなく，出院後を見据えて，帰住先の確保や就労・修学に係る支援を行うことが重要です。本人が変わろうとしても，周囲の環境が変わっていなければ，改善更生に向かう道は険しくなるためです。

そこで，少年院では，出院後に自立した生活を営む上での困難を有する者に対し，その意向を尊重しながら，様々な支援を行っています。例えば，文部科学省の協力を得て在院中に高等学校卒業程度認定試験の受験機会を与えたり，ハローワーク等の関係機関の協力を得て，在院中に就職先が決まるよう就労支援を行ったり，出院後に帰ることとなる施設や働くこととなる職場の見学を実施するなどしています。また，特に必要なケースについては，家庭裁判所，地方検察庁，地方更生保護委員会，保護観察所，少年鑑別所その他の関係機関の担当者が少年院において一堂に会し，その在院者の処遇経過，今後の処遇方針及び保護関係調整等について検討し，在院中及び出院後の処遇の一層の充実を図ることを目的とした処遇ケース検討会を開催しています。

3 少年院での生活

(1) 一日の流れ

少年院では，一日のスケジュールが決まっています。少年たちは，規則正しい生活により，社会生活に適応する力を身に付けていきます。

<例> 平日の義務教育課程の日課の例

時間	日課
7:00	起床，役割活動
7:40	朝食，身辺整理，自主学習等
8:50	朝礼(合唱・ラジオ体操等)
9:00	教科指導(国語，数学等)
12:00	昼食，余暇時間等
13:00	生活指導，体育指導，特別活動指導(クラブ活動)等
17:00	夕食，役割活動
18:00	ホームルーム，自主学習，日記記入等
20:00	余暇時間(テレビ視聴等)
21:00	就寝

少年院は，生活する場所（寮）と矯正教育を受ける場所（教育棟，実習棟等）が分

かれていますので、朝食後、午前中の日課の準備をして出寮し、終了後は帰寮して昼食をとり、また午後の日課のために出寮していきます。平日の日課の例は、以下のとおりです。

土曜日や日曜日、休日は、平日よりも余暇時間の多い生活となりますが、体育指導や教科指導といった矯正教育の時間も設けられています。

(2) 寮生活

少年院の多くには、単独寮（個室のみの寮）と集団寮（集団室と個室の両方がある寮）があり、少年院での生活の大半は集団寮で過ごすこととなります。

各寮には、寮を担当する職員が複数おり、寮内での生活指導等を行っています。この寮の職員は、日中に生活指導や職業指導を行う職員と同じであり、日中に学んだことが普段の生活で生かしているかについても目を配っています。

少年には、所属寮の職員の中から、一人一人について担当する職員（個別担任）が決まります。個別担任は、担当する少年が、それぞれの矯正教育の目標を達成し、円滑に社会復帰できるよう、個別面接などで助言・指導したり、少年の悩みを聞いたり、家族との関係調整を図るなどして、きめ細かく関わります。

集団寮での生活では、学校のホームルームに当たるような集会や、各種の役割活動（週番、図書係、配膳係、動植物の世話係等）があり、自主性や自律性、責任感を育む機会となっています。

(3) 少年院における学校の教育課程に準ずる教育

少年院に収容されている義務教育段階の少年については、前記2（2）のとおり、個々の学力を踏まえながら、教科書を用いて学習指導要領に準拠した教科指導を行っています。

また、矯正教育の分類としては教科指導以外の、生活指導や体育指導、特別活動指導においても、学校教育における体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等に相当する指導を実施しています。



外部講師による教科指導



体育指導

例えば、生活指導では、自分の問題行動や家族関係、交友関係等について振り返ら

せるなどしており、規範意識を醸成したり、様々な立場から考えることの大切さについて学ばせたりするといった道德教育の内容を含んでいます。また、特別活動指導のうち、近隣の公園や福祉施設での清掃等の社会貢献活動や、運動会や意見発表会等の各種行事、寮内での役割活動等は、例えば、学習指導要領における特別活動の目標にある多様な他者と協働する様々な集団活動の意義等を理解し行動の仕方を身に付けるようにすることや、総合的な学習の時間の目標にある、積極的に社会に参画しようとする態度を養うことにつながっています。

少年院は、少年の健全育成を図る施設であり、学校や地域の方々の御協力を得ながら、幅広い学びを提供しています。



社会貢献活動（福祉施設清掃）



役割活動（配膳係）

4 学校との関わり

(1) 義務教育段階の生徒について

ア 入院通知

義務教育段階の生徒が少年院に入院した場合には、まず、少年院から通学していた中学校の管理職の方へ電話等で連絡しています。その際、生徒の出席状況等の確認、今後の連絡先・連絡方法等についてうかがうとともに、今後の復学、卒業に向けた協力等についても依頼しています。

その後、書面により、少年院における処遇の流れ、在院中の面会・手紙のやり取り、差入れの方法について連絡しますので、内容を御確認ください。また、少年院での教科指導等の参考とするため、指導要録の写し等の送付を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

イ 学習状況の連絡

少年院では、少年院法第26条第1項に基づき、学校教育法による学校教育に準ずる内容の指導を行っています。生徒が出院後に円滑に学校に復学できるようにする観点から、入院前に生徒が通学していた学校が、少年院との連携の下、少年院におけるこうした学習の状況等を適切に把握していると判断する場合は、保護者が就学義務の猶予・免除の願い出をする必要はなく、引き続き通学していた学校に在籍できます。この場合、学校は少年院において学校教育に準ずる内容の教科指導を受けた日数について、指導要録上出席扱いとすることができます。ま

た、学校は、少年院において矯正教育を受けた日数について指導要録上出席扱いとすることができ、また、当該矯正教育において行った学習の評価を適切に行い、指導要録に記入することができます。

学校が出席扱いや学習の評価を行えるよう、少年院から学校に対し、各教科の指導状況、少年院の矯正教育への出欠の状況等について連絡しますので、書式の御指定（例：指導要録の様式）等があればお知らせください。また、学校の定期テストや教材プリントを送っていただければ、生徒に取り組みさせた後に返送することもできますので、必要があれば御相談ください。

ウ 面会等

少年院に入院した生徒は、中学校の先生方と面会や手紙のやり取りができます。在院中も復学・進学相談等で原籍校の先生方とつながりが持てることは、生徒にとって改善更生に向かう大きな支えになりますので、御配慮のほどよろしくお願い致します。

また、必要に応じ、面会の前後に、生徒の生活状況、復学・進学の問題等について、学校の先生方と少年院の職員とで面談を行うことが可能ですので、御希望があれば少年院の担当者に御相談ください。面談については、こちらからお願いする場合がありますので、よろしくお願い致します。

エ 復学調整

少年院では、処遇の段階を設けており、入院時に3級に指定し、以降、成績に応じて2級、1級へと順次進級させることになっています。社会復帰に向けた諸調整は、一般的には、ある程度残りの在院期間の目処が立つ1級への進級の前後から本格化します。

しかし、例えば、矯正教育の期間が短く設定されている場合や、復学に当たっての課題が多い場合などは、入院後早期から調整を開始することが必要です。少年院としても、課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、お早めに少年院に御相談ください。

○ 事例3【少年院送致】学校と少年院が課題を共有して指導に当たることで円滑に復学できた例

オ 卒業証書の授与

入院前に通学していた学校における在籍が継続し、入院中に中学校の卒業を迎える場合、学校は少年院との連携の下、在院中の学習の状況等を把握して平素の成績を評価し、中学校の卒業を認めることができます。卒業証書発行の御検討に当たり、少年院から提出すべき書類等があれば、御連絡ください。

また、少年院では、毎年、卒業証書授与式を実施しています。その際には、中学

校の校長先生又はその代理の先生方の御出席をお願いしていますので、少年院から案内をいたしますので、是非御出席ください。

なお、学校の卒業アルバムや文集等の作成に当たっては、本人の写真撮影やメッセージの作成など、必要があれば、御相談に応じますので、御連絡ください。

○ 事例4【少年院送致】在院中に卒業式を迎え、中学校から卒業証書を授与された例

カ 高等学校等の受験

少年院在院中の生徒が、高等学校等への進学を希望している場合、生徒から、学校の先生方に面会や手紙などで進路について相談したり、少年院の職員から中学校に相談し、進路について、保護者を交えた面談の実施をお願いしたりする場合があります。また、在院中に高等学校等を受験する場合には、保護者や、中学校等と綿密に連絡を取り合い、具体的な対応を検討し、必要に応じて、高等学校等との連絡調整をお願いすることもありますので、御協力をお願いします。

○ 事例5【少年院送致】中学校及び高等学校の協力を得て在院中に高校受験を行った例

キ 出院後のサポート体制の構築に向けて

少年院を出院した後の生活の安定のためには、少年院や保護観察所、少年鑑別所といった刑事司法関係機関だけでなく、学校、福祉関係機関等、地域の支援を得ることが必要な者もいます。そこで、少年院では、必要に応じて処遇ケース検討会（前記2（3）参照）を開催し、関係機関とこれまでの処遇の経過等を共有して、今後の支援の在り方を検討し、円滑に社会生活へ移行できるよう努めています。こうした検討会に、学校関係者の皆様に御出席をお願いすることもありますので、その際には御理解と御協力をお願いします。

また、出院後も、少年院は、出院者本人や保護者、学校関係者などの方々からの相談を受けたり、御依頼があれば生徒の指導に関する会議に出席させていただくなど継続的に関与しますので、遠慮なく御相談・御連絡いただきたいと思います。

○ 事例6【少年院送致】地域の支援体制を整えながら特別支援学校に編入した例

(2) 高等学校の生徒等について

高等学校、大学等に在学中の生徒や学生が少年院に入院した場合は、義務教育段階の生徒の場合とは異なり、原則として、入院直後に少年院から高等学校等に対して連絡を差し上げることはありません。実際、通学することができないため、全日制の高等学校等の場合は、保護者等から休学等の連絡がなされていると思われます。ただし、高等学校の通信制課程の生徒については、少年院でも学習を継続することが検討でき

ます。実際に、高等学校の御理解を得て、スクーリングは出院後に行うこととし、在院中にレポートの提出を続け、休学等をすることなく学習を継続できた事例もあります。また、1級に進級後、少年院の職員が同行の上、スクーリングを受けさせていただいた事例もあります。

上記の例のように学習を継続させていただいたり、休学を認めていただけたりすることは、退学となって入学試験からやり直すよりも、はるかに社会復帰が円滑になると考えますので、自校の生徒や学生が少年院送致となった場合、一人一人について、学習の継続の可能性を御検討いただければ幸いです。御検討に当たって、御不明な点や確認されたい点がありましたら、少年院に御連絡ください。

⇒ 少年院Q & A

5 保護者に対する協力の求め

保護者は、少年の立ち直りのために大きな役割を果たす存在であり、その理解と協力を得ることは極めて重要です。そこで、少年院では、保護者会を開催して新しく入院してきた少年の保護者に少年院の生活について説明をしたり、個人別矯正教育計画を通知したりして少年院の処遇についての理解を得ているほか、随時、保護者と面談を行い、少年の非行に関わる問題等への適切な対処について助言するなどしています。

復学や進学を目指す少年の保護者については、少年の進路選択・決定に係る諸手続きを担っていただく必要がありますので、必要に応じて、面会とは別に三者面談を実施するなどして、保護者と少年で十分に話し合う機会を設けています。また、なかなか面会に来られない保護者に対しても、電話で協力をお願いしています。

事例 1 【保護観察処分】

生徒の発達上の課題に配慮した指導を連携して行うことで高等学校に合格した例

1. 事案の概要

(1) 少年

中学生男子 A

(2) 事案の概要

Aは、学校でじっと座っていることが難しく、授業妨害や校則違反を繰り返してきました。中学2年生の頃から不良交遊が始まり、家出や不登校の末、家出中の窃盗により保護観察処分となりました。

なお、Aには、幼少時から、こだわりの強さや、衝動的な行動が見られ、事件の後、発達障害の疑いとの診断を受けました。

2. 学校と保護観察所との連携

保護観察開始当初に、保護観察所と中学校との間で協議がなされ、お互いの制度や体制について説明した上で、Aの現状についての情報交換がなされました。参加者は、保護観察官、学校長、生徒指導教諭、担任教諭等でした。Aについては、発達障害の疑いがあることから、不安定な環境に過敏に反応してしまうのではないかと考え、Aへの対応に当たっては、外部からの刺激をできるだけ排除するとともに、Aにとって理解しやすく、先のことが予測可能になるようにルールを作り、それを実行できるように働き掛けをすることとしました。

学校では別室登校をしつつ、スクールソーシャルワーカーがAに対して定期的な面談を実施しました。加えて、保護司のもとで、事前に決められた定期的な面接を受け、Aの気持ちを受け止めることとしました。そのうち、Aが社会的活動への意欲を見せるようになったため、中学校と保護観察所それぞれで、Aの心理的特性を踏まえたサポートをしながら、Aの行動範囲を広げるよう支援をすることにしました。まず、夏休み期間中に、担任の教諭が中心となって行っている課外学習会にAも参加させたほか、夏休み明けには、学校の体験学習に他の生徒と一緒に参加しました。さらに、警察署による橋脚の落書除去作業のボランティア活動に、保護司と共に参加しました。これらの活動によって、Aは成功体験を積み重ね、心理状態も安定するようになっていきました。

一方で、Aは進路について悩んでいたため、中学校が丁寧な進路指導を行い、その結果、Aは私立高校の受験を決意しました。しかし、学習の遅れが目立ったため、中学校では個別の補習を行ったほか、保護司が地域のコミュニティセンターで行われている無料学習会への参加を促し、マン・ツー・マンによる学習のサポートを受けさせたところ、無事高校合格に至りました。

事例2【保護観察処分】

高等学校と保護観察所が連携して関わることで生活が安定した例

1. 事案の概要

(1) 少年

高校生男子B

(2) 事案の概要

Bは、中学校2年生から不良交友が始まりました。中学校に登校しなくなり、登校しても教員とのトラブルを繰り返していました。中学3年生のとき、Bは、原付バイクの窃盗と教員への暴力により、保護観察処分となりました。

このように問題行動を繰り返すBでしたが、高校に進学したいという意思がありました。そこで、中学校の進路指導担当教諭、保護司、家族から、県外の全日制高校への進学を勧めたところ、当該高校の受験に合格し、親元を離れて高校の寮へ転居して、中学校時とは別の県で保護観察が継続されることになりました。

2. 学校と保護観察所との連携

Bは、高校進学後、しばらくは通学を継続していましたが、同級生となじめず、クラス内で孤立するようになりました。徐々に遅刻、欠席が増え、週末に無断で地元へ帰り、以前の不良仲間と関わるようになりました。

高校から保護観察所に本人の行動について連絡があり、保護観察中であることを同級生に隠していて自分から積極的に同級生に話しかけられないことや、不良仲間と付き合い合ってきて同級生と話題が合わないことなどのため、孤立しているようだということが分かりました。そこで保護観察所では、保護司、更生保護女性会員（地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体）、BBS会員（「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと共に悩み、学び、楽しむ活動を行う青年ボランティア）、地元住民等が参加している社会参加活動（料理教室）に誘いました。Bは、この活動に2回参加し、BBS会員と意気投合したので、保護観察所が仲介して、Bに対してBBS会員のともだち活動を実施することにしました。ともだち活動は、BBS会員が相談相手となったり、勉強を教えたりする活動ですが、Bは、なかなか友人ができないことや学習の遅れなどの悩みをBBS会員に相談するようになりました。そこで、保護観察所では、更生保護サポートセンター（保護司や保護司会が行う地域の更生保護活動の拠点。保護司が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行う。）において実施されていた他のBBS会員による学習支援を受けることをBに勧めました。

一方、高校でも、Bに夏休み期間中の社会活動を勧め、寮父がアルバイト先を紹介したり、寮父とともに町内の祭りに参加したりしました。その中で、Bは、学校以外でも居場所を見つけていきました。

その後、Bは、校内でささいな喧嘩から同級生に暴力を振るい、謹慎処分となりました。連絡を受けた保護観察官及び保護司がBに厳しく指導を行う一方で、担任教諭はBを励ます役割を担い、登校を再開するよう繰り返し働き掛け、動機付けを高めていきました。その結果、謹慎処分終了後、Bは登校を再開し、その後の高校生活及び寮生活は落ち着いて過ごすことができ、高校2年生になる前に、保護観察が解除されました。

事例3【少年院送致】

学校と少年院が課題を共有して指導に当たることによって円滑に復学できた例

1. 事案の概要

(1) 少年

中学生男子C（中学2年の夏に少年院送致。少年院在院期間は約11か月であり、中学3年の夏頃に出院。）

(2) 事案の概要

Cは、中学1年の年度末に他の中学校から転校してきましたが、その後少年院に入院するまでの約6か月間、新しい中学校にはほとんど登校していませんでした。Cは、たまたまに登校すると、同校の生徒を脅したり、校庭に呼び出して追い掛け回したりするなどの問題行動があったことから、同校の生徒からは怖い存在として、また、他の生徒の保護者からは関わりたくない問題児として受け止められていました。再三にわたる中学校教諭の指導にも従わず、中学2年の夏、道路交通法違反等により少年院送致となりました。

2. 学校と少年院との連携

(1) 少年院から中学校への連絡

少年院から中学校に対し、Cの少年院入院の連絡を行い、入院通知を送付しました。その後、中学校側から、生徒や保護者がCの復学に不安を抱いている旨報告を受けるとともに、学校でのCの受入態勢を整えるために少年院職員と面談がしたいという申出があったことから、少年院職員と教頭及び生徒指導担当教諭で面談を実施しました。

面談の際、中学校側から、Cの復学に当たっての懸念が改めて伝えられたため、出院前に少年院において同中学校の校則等を指導することについて提案しました。

(2) 面談後の少年院での指導

少年院では、同中学校から提供された校則等について、Cの理解度を確認しながら暗記させ、復学に当たって留意すべきこと等について指導を重ねました。

また、Cは、学校にほとんど登校していなかったこともあって、学力は小学校中学年レベルであり、漫画も満足に読めない状況であったことから、少年院では、教科指導にも力を入れました。

(3) 少年と学校関係者との復学に向けた面談

少年院側から、中学校に対し、中学校として懸念していることについては直接本人に伝えた方がよい旨を説明し、Cとの面会を行うよう中学校側に促したところ、

Cの入院から約半年が経過した頃、中学校の学級担任及び生徒指導担当教諭の2名が来庁し、初めてCと面会を行いました。

面会では、中学校が、Cの復学に当たり、授業への参加態度が不良であること、また、不良仲間との交際について懸念がある旨を本人に伝えました。これに対し、Cからは態度を改める旨が述べられました。

また、出院前に中学校長及び学級担任の2名が来庁し、再度Cとの面会を行いました。中学校側から、Cがこれまでの態度を改める旨を述べてはいるものの、復学後、実際にそれを行動に移せるかが心配であること、復学後は、登下校の時間をずらし、まずは個別学習をしてもらうことを伝えました。Cは了承し、少年院を仮退院後、復学を果たしました。

3. 学校と保護観察所との連携

保護観察所では、Cの在院中、保護司が保護者と連絡をとり、出院後の受入れの意思や居住環境などについて確認・調整しました。一方、在院中に行われた処遇の状況を踏まえて、出院後の処遇方針について、保護観察官が中学校教諭と協議しました。

保護者は、当初、Cの問題行動に振り回されて疲弊してきたことや中学校に対しても不信感があったことから、Cの立ち直りについて半ば諦めている様子でしたが、中学校教諭が面会に赴いたことやその際のCの反応等について保護司から聞き、出院後のCの監督について前向きに考えるようになりました。

仮退院の日、保護観察所に出頭したCは、遵守事項を守って生活すること、特に、クラス担任との面会で約束した毎日登校することについて誓約しました。そして、翌日から登校し、個別学習を始めましたが、ほどなく、不良仲間からの誘いに乗って夜遊びし、翌日登校しなかったり、他の生徒の授業を妨害するといった問題行動をするようになりました。

保護観察所では、中学校からCの出席状況を把握した上で、保護観察官や保護司が本人と面接し、遵守事項に基づく指導や通学意思の確認を行い、家庭訪問を行って保護者に対する助言も行いました。中学校では個別学習の期間を延長し、Cが問題行動に及びにくい態勢をとりつつ、学習ボランティアを依頼して本人の学習の遅れをカバーするといった工夫をしました。

その後も、Cは、時々遅刻や欠席がありましたが、クラス担任及び保護司との関係が良かったため、徐々にその指導に従って行動できるようになって問題行動は目立たなくなり、将来、保護者のように自営開業することに意欲を見せるようになりました。そして、再非行することなく、他の生徒とともに卒業式に出席し、卒業後は保護者の紹介でアルバイト就労を始めました。

事例4【少年院送致】

在院中に卒業式を迎え、中学校から卒業証書を授与された例

1. 事案の概要

(1) 少年

中学生男子D（中学3年の秋に少年院送致。少年院在院期間は約11か月であり、少年院在院中に卒業式を迎えた。）

(2) 事案の概要

Dは、中学校で教諭に対する暴力や窓を割るなどの粗暴行為を繰り返しており、中学3年の秋に傷害、暴行の非行で少年院送致となりました。

2. 学校と少年院との連携

(1) 少年院から中学校への連絡

少年院から中学校に対し、Dの少年院入院について電話で連絡しました。その後、少年院内で実施する義務教育指導の参考とするため、学校に対し、文書で指導要録の写しの提供を依頼しました。また、Dについては通学していた中学校における在籍が継続し少年院在院中に卒業式を迎えることから、3月に少年院内で実施する卒業式に出席してほしい旨依頼しました。

また、期末試験等を少年院内で実施することも可能であること、学校で使用しているプリント類についてはDに差し入れることが可能であることを伝えたほか、少年院内で実施したDの学習の状況について学校に連絡するため、規定の様式等があれば示してほしい旨を伝達したところ、中学校側からは、成績については指導要録に準じた書式で連絡してほしいと回答がありました。

(2) 学級担任と少年院職員との面談

入院してから半年ほど経過した頃、Dの学級担任から、Dと面会する前に少年院職員と面談したいという希望があったため、面会日、Dと面会する前に少年院職員とDの学級担任と面談を行いました。同担任からはDが壊した中学校の窓ガラスの写真を提示され、中学校が多大な迷惑を被っていることを本人にしっかりと考えさせてほしいという話がありました。その後、Dは学級担任との面会を行いました。決まり悪そうに下を向いているだけで、謝罪の言葉等を口にすることはありませんでした。

(3) 面談後の少年院での指導

少年院では、Dに対して暴行・傷害という事件に至った問題点等を考えさせる中で、中学校での教諭に対する暴行や器物損壊について取り上げることとしました。

個別面接でDの今の思いを尋ねたところ、Dは、学校には迷惑を掛けたと思っていること、また、迷惑を掛けたにもかかわらず学級担任が面会に来てくれたことが嬉しかったことなどを述べました。少年院の職員がその気持ちを学級担任に伝えるよう促したところ、Dは学級担任に手紙を出しました。その後、学級担任から返事が届き、Dは次第に学校への感謝の気持ちを持つようになりました。

(4) 卒業証書授与から高校進学へ向けて

1月上旬に中学校に対して少年院での卒業証書授与式に係る案内を送付したところ、同中学校から、少年院での学習状況も考慮して同中学校の卒業証書を発行すること、卒業証書授与式には校長及び学級担任が出席するとの連絡がありました。式典当日は、各学校からの卒業証書授与、卒業生による決意のことば、他の在院者からのお祝いのことば等が厳粛に執り行われ、式典終了後には、D、保護者、校長、学級担任による茶話会が実施され、Dから校長等に対し、式典参加へのお礼とこれまで迷惑を掛けてきたことへの謝罪が述べられました。

Dの出院予定時期は9月であったことから、高校受験は、同学年の生徒からは1年遅れて行うこととなりましたが、学級担任から、本人の学力や進路希望に合った高校探しについて引き続き協力する旨の申出があり、少年院においてもDの学力の向上に重点を置いた指導を行うこととしました。

Dは、学級担任から差し入れられた高校の資料等を見ながら、進学先について少しずつ気持ちを固めていきましたが、学力については若干不安が残る状態で出院しました。

3. 出院後の保護観察

Dは、出院が9月であったことから、保護観察開始後はアルバイトをしながら、高校受験の準備をすることになりました。保護観察所ではDにBBSの学習支援を受けないかと勧めたところ、Dが希望したので、近隣の大学生であるBBS会員に定期的に学習支援をしてもらうこととなりました。次第にアルバイトが忙しくなり、勉強がおろそかになりがちでしたが、中学校の元学級担任から高校の出願方法等の助言もあり、受験することができました。

事例5【少年院送致】

中学校及び高等学校の協力を得て少年院在院中に高校受験を行った例

1. 事案の概要

(1) 少年

中学生男子E（中学3年の5月に少年院送致。矯正教育の予定期間は11か月。保護者の強い希望もあり、全日制の普通科高校への進学を希望。）

(2) 事案の概要

Eは、中学1年の2学期から生活が乱れ始め、教諭や生徒に対する暴力を頻発しており、中学3年の5月に、道路交通法違反等の非行で少年院送致となりました。

2. 学校と少年院との連携

(1) 少年院から中学校への連絡

少年院から中学校に対し、Eの少年院入院について電話で連絡したところ、入院後8日目に、中学校から校長、生徒指導担当教諭及び学級担任が少年院を訪れ、今後のことについて打合せを行いました。少年院からは、社会復帰支援業務を担当する管理職である統括専門官、Eの個別担任、少年院で実施する卒業証書授与式の企画を担当する職員、社会福祉士の4名が対応し、少年院における処遇の概要の説明と中学校からの卒業証書発行の依頼を行ったところ、中学校側から、卒業証書の発行については少年院での学習状況を見ながら前向きに検討する旨の回答がありました。また、学校側からは、少年院からの高校受験が可能かどうかについて質問があり、少年院側は、現時点では来年4月には出院する予定であるが、本人の改善更生の状況によっては進級が遅れて在院期間が延長される可能性があること、また、少年院からの仮退院の可否は少年院が決定するものではないため、出院日について確定的なことは述べられないこと、そのような状況でも受け入れてくれる高校があるかどうかを課題であることを伝えました。

(2) 中学校から生徒への働き掛け

中学校から、テストや夏休みの課題等が多数送付されてきたことから、Eに取り組ませ、中学校に返送しました。中学校からは定期的に学級担任や生徒指導担当教諭が面会を訪れ、学習状況の確認や、進学可能な高校の情報等の提供が積極的になされました。また、手紙も送られ、提出した課題への評価や、少年院生活への激励がなされました。

(3) 高校受験の実施に向けた調整

12月の初旬から、少年院においてEに対する受験の機会の付与について検討し、受験については今後特段の問題行動等がなければ許可する方針となりました。中学校にもその旨を伝え、願書等の準備を進めてもらうこととしました。

中学校の教諭及び保護者が面会に訪れ、Eに対し、受験についての意思確認が行われました。中学校側からは、出院の時期によっては、登校開始の時期が他の生徒と異なる可能性があるため、高校側にもその事情を伝えることとなるが、それでもよいかとの質問がなされ、Eも保護者も了承したことから、今後、中学校から進学希望先の高校側に打診することとなりました。

1月に入り、中学校から生徒と保護者に対し、少年院に在院していることを承知で受け入れてもよいという高校名が提示され、Eも受験を希望したため、受験の準備を進めることとなりました。受験予定の高校については、Eと不良交友をしていた他の生徒も受験するとの情報を得ていたことから、当日の受験を円滑に行うため、少年院から次のような要望を中学校を通じて高校側に伝えてもらうこととしました。①受験会場への出入りの際は受験生がいない時間に行えるよう配慮願いたい、②受験は別室を用意願いたい、③受験中は職員も立ち会わせていただきたい、④事情により受験が中止になる可能性があることを了承していただきたい、というものでした。後日、中学校を通じて、受験について直接少年院と打ち合わせたいとの高校側の希望が伝えられたことから、少年院担当者が当該高校に赴き、綿密な打合せを行いました。

当日、受験は滞りなく行われ、Eも手応えを感じたようでした。

(4) 入学までの調整

受験に合格した場合の登校開始の日について、高校側からは「入学式に間に合わなくても構わない。」と仰っていただきましたが、少年院からは、通常よりも早い出院にはなるけれども、入学式よりも前に仮退院を許してほしい旨、地方更生保護委員会に申出を行いました。同委員会の審理においては、高校受験に合格したことも配慮され、入学式よりも前の日を仮退院日とする決定がなされました。

受験結果は、合格でした。高校の担任、学年主任及び生徒指導の3名の教諭が面会に訪れ、入学後の心構えや校則の説明が行われたほか、高校の担任からは、将来の夢についてEに質問がなされるなど、和やかな会話が続けられました。

4月上旬、Eは予定どおり仮退院し、高校進学を果たしました。

事例6【少年院送致】

地域の支援体制を整えながら特別支援学校に編入した例

1. 事案の概要

(1) 少年

高校中退男子F（第3種少年院送致。矯正教育の予定期間は12か月。知的障害及び自閉スペクトラム症。）

(2) 事案の概要

Fは、小・中学校ともに普通学級に在籍していましたが、悪ふざけやからかいの対象となり、周囲からは孤立していました。中学校卒業後、高等学校については、不登校等の生徒を受け入れるコースに進学しましたが、5月頃から休みがちとなり、10月に銃砲刀剣類所持等取締法違反により少年院送致となりました。高校については、少年院送致となったことで、中退しました。

2. 学校と少年院の連携

(1) 入学説明会への参加

Fの実母から、少年院に対し、Fを入学させたい特別支援学校高等部がある旨の相談があったことから、11月に、少年院職員と実母で同校の入学説明会へ参加し、同校の教頭等から説明を受けました。事前に実母が少年院在院中であることを学校側に伝えていたため、少年院職員も実際に受検（入学試験ではなく入学検査のため「受検」と記す。）する場合に打合せが必要となる事項などを学校側に伝えることができ、具体的な内容での面談が実施できました。

(2) 特別支援学校高等部見学

Fは、当初、特別支援学校への編入について意欲的ではありませんでしたが、同校から見学の許可をいただき、12月に、少年院職員が同行の上、同校の見学を実施しました。すると、同校へ進学したいとの希望を持つようになったため、受検手続を進めることになりました。

(3) 受検

出身中学校との連絡は、実母が行い、受検のための願書提出等を実施しました。

当日は、少年院職員が同行しての受検を認めていただき、無事受検することができました。

3. 出院後の支援体制の構築

(1) 在院中の連携

少年院と保護観察所は、Fの再非行のリスクについて検討を重ね、福祉の枠組みでの支援も本人にとって必要であるとの共通認識を持つに至り、地域生活定着支援センター（※）による支援が行えるよう調整を行うこととしました。また、出院直前の3月には、少年院において、特別支援学校高等部の参加も得て、地域生活定着支援センター、保護観察所、担当保護司、少年鑑別所、地方更生保護委員会、市役所障がい福祉課、児童相談所、警察本部少年対策課、警察署をメンバーとする処遇ケース検討会を実施し、少年院での処遇状況や残された課題、出院後の支援方法等について情報共有を行いました。

※ 地域生活定着支援センターは、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等に対し、矯正施設（刑務所、少年院等）、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所・出院後まで一貫した相談支援をしています。

地域生活定着支援センターは、地域生活定着支援事業（平成23年度までの名称は地域生活支援事業）により、各都道府県に設置され、①保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の被収容者を対象として、受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行うコーディネート業務、②そのあっせんにより特別調整対象者を受け入れた社会福祉施設等に対して、対象者の支援、福祉サービスの利用等について助言等を行うフォローアップ業務、③刑務所出所者等の福祉サービスの利用等に関して、本人やその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者からの相談に応じて、助言や必要な支援を行う相談支援業務等を実施しています。

(2) 出院後の連携

出院後の特別支援学校高等部での生活はおおむね順調でしたが、夏休みに入る前に、Fから地域生活定着支援センターに対し、家族関係の悩みについての相談が寄せられたことから、このような状態で夏休みに突入することを懸念した担当者の呼び掛けにより、特別支援学校高等部、地域生活定着支援センター、保護観察所、担当保護司、市役所障がい福祉課、少年院が集まって合同支援会議が実施されました。同会議では、夏休み中にも通学する機会を増やして対応することや、支援者が家庭を訪問する等の対応策が執られることとなりました。

少年院 Q&A

Q 1 生徒が少年院に入院しました。少年院に連絡したいのですが、何か気を付けることはありますか。

A 1 少年院では、義務教育段階の生徒が少年院に入院した場合、少年院から学校の管理職に電話で連絡していますが、学校からお電話で生徒の在院の有無をお尋ねいただいても、個人情報の保護の観点から、その場で答えない取扱いをしております。そのため、例えば学級担任から生徒のことで少年院に御連絡いただいた場合も、御本人であることを確認させていただいたり、その電話では回答せずに少年院から学校宛てに折り返し連絡させていただいたりすることがありますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、生徒へお伝えになりたいことがある場合、内容や意図等がきちんと本人に伝わるように、お手紙か面会で本人に直接お伝えいただきますようお願いいたします。

Q 2 少年院にいる生徒と面会や手紙のやりとりはできますか。

A 2 生徒にとって、在院中に通学していた学校とつながりが持てることは、改善更生に向かう大きな支えになりますので、是非、面会にお越しいただいたり、手紙を送るなどしていただければと思います。面会当日は、お手数ですが、身分を証明できるものをお持ちくださるよう御協力をお願いいたします。

また、面会の前後に、生徒の生活状況や復学・進学等について少年院の職員と打合せをすることも可能ですので、御希望があれば少年院の担当者に御相談ください（同日に実施することが難しい場合は、別の日に調整させていただきます。）。打合せについては、少年院側からお願いする場合があります。

なお、少年院では、各種の行事を実施したり、少年院外で教育活動を行ったりすることもあるほか、面会室の数の関係等から一度に複数の面会を受けられない施設もありますので、お待たせすることなく、円滑に面会ができるよう、お越しの際には、おおむね1週間前までに少年院へ御希望の日時を御連絡いただきますよう御協力をお願いいたします。また、生徒本人や少年院の担当職員に対して、復学に当たって被害を受けた方（教員や他の生徒など）との調整が必要であるといった込み入った話があるなどの特別な事情がある場合には、可能な限り対応いたしますので、面会の御連絡時に併せて御相談ください。

Q 3 少年院にいる生徒に差入れはできますか。

A 3 面会でお越しの際に窓口で、又は郵送で差入れをしていただくことができますが、差し入れることのできる品目（教科書や参考書、切手など）や数量には限りがありますので、生徒の入院している少年院にお尋ねください。

Q 4 少年院の入院期間の出欠の取扱いや学習評価の在り方等について教えてください。

A 4 少年院の在院期間はおおむね1年程度であり、その間、学校に通うことができなくなります。通学していた学校に引き続き在籍する場合の在院中の出欠の扱いや学習評価については、各学校の御判断によりますが、その御判断に資するため、少年院からは、少年院の教育活動への出欠状況や教科指導への取組状況等について連絡することとしています。その際、学校から指定された様式（指導要録等）があれば、その様式に沿って連絡することも可能です。また、定期テストや教材プリントを、生徒との面会時や郵送等により差し入れていただければ、生徒に取り組みさせることができますし、生徒の励みにもなりますので、お気軽に御相談ください。

Q 5 少年院に入院した生徒は、学校で様々な問題行動があったため、復学に当たって不安があるのですが、少年院でも指導してもらえるのでしょうか。

A 5 復学に当たっての不安など、具体的に少年院にお伝えいただければ、少年院内での指導に反映させることが可能です。矯正教育の期間が短い者もいますので、なるべく早期に御相談ください。また、学校側の御懸念等を面会の際に生徒本人に直接お伝えいただくと、生徒本人が学校からお伝えいただいた内容を受け止め、過去に自分のしたことときちんと向き合い、その重大性を認識することにつながる場合が多いと考えます。この点、伝え方やタイミングについて少年院に御相談いただければ、事前に学校での自分について振り返らせるといったことも可能ですので、遠慮なくお知らせください。（※事例3参照）

Q 6 生徒のことで、少年院の個別担任や教科指導担当者に相談したいことがあるのですが、どうすればよいでしょうか。

A 6 御相談には積極的に対応させていただきます。お待たせせずに担当職員が対応できるよう日程調整をいたしますので、前もって御連絡をいただきますようお願いいたします。

Q 7 生徒が、少年院にいる間に卒業式を迎えるのですが、どうすればよいですか。

A 7 入院前に通学していた学校における在籍が継続し、入院中に中学校の卒業を迎える場合、学校は少年院との連携の下、在院中の学習の状況等を把握して平素の成績を評価し、中学校の卒業を認めることができます。卒業証書発行の検討に当たり、少年院から提出すべき書類等があれば、御連絡ください。

また、少年院では、毎年、卒業証書授与式を実施しています。その際には、中学校の校長又はその代理の方の御出席をお願いしていますので、少年院から案内がありましたら、是非御出席ください。（※事例4参照）

Q 8 生徒が少年院を出院する日は、どのように決まるのでしょうか。

A 8 少年院から出院する場合、ほとんどの者（99%）は仮退院という、保護観察の付される状態で出院しますが、その時期を決めるのは少年院ではなく、「地方更生保護委員会」です。生徒が処遇の最高段階（1級）に達し、出院後の生活環境調整が整っていれば、少年院の長は、地方更生保護委員会に対して、その生徒の仮退院を許すべき旨の申出を行います。同委員会によって仮退院の審理が行われ、仮退院が許可されることとなれば、仮退院日も決まります。ただし、仮退院許可の決定が少年院に通知された後でも、その予定日までの間に当該生徒が重大な反則行為を行ったり、帰住予定先の生活環境が大きく変わるなどの事情が発生したときは、許可が取り消されたり、予定日が大幅に変わったりすることもあります。

したがって、少年院から関係者の皆様に出院時期としてお伝えしているのは、少年院が立てている個人別矯正教育計画に基づいたおおまかな時期であることを御理解いただければと思います。

Q 9 少年院を出院した生徒について相談したい場合には、どうすればよいですか。

A 9 少年院を出院した生徒については、ほぼ保護観察に付されますので、保護観察中であれば、担当の保護司や保護観察所に御連絡いただいた方がよい場合もありますが、少年院においても相談を受けることができますので、相談されたいことがありましたら、遠慮なく少年院にお問い合わせください。少年院を出院した生徒の学校生活が不調な場合などは、例えば、保護観察所において、少年院で個別担任をしていた教官と面接する機会を設けるといったことも検討可能です。ただし、相談内容の趣旨や専門性等の観点から、少年院よりも他の適当な機関に相談をしていただいた方がよい場合は、そちらを御案内させていただくこともありますので御了承ください。

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

再犯防止推進計画（抄）

（平成29年12月15日 閣議決定）

Ⅱ 今後取り組んでいく施策

第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）

1. 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にある。

政府においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習援等を実施してきた。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 児童生徒の非行の未然防止等

ア 学校における適切な指導等の実施

文部科学省は、警察庁及び法務省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権啓発のための教

育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実を図る。また、厚生労働省の協力を得て、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援や、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

イ 地域における非行の未然防止等のための支援

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待等の被害体験などが非行等の一因になることも踏まえ、地域社会における子供の居場所作りや子供、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談・学習支援など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進する。

また、同取組を効果的に実施するために、子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を行うことを目的として、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保について努力義務が課されていることなどについて、非行の未然防止等の観点も踏まえ、関係機関等に周知し、連携の強化を図る。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 警察における非行少年に対する支援

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が少年警察ボランティア等（少年指導委員、少年補導員、少年警察協助手員及び大学生ボランティア）の民間ボランティアや関係機関と連携して行う、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

② 非行等による学校教育の中断の防止等

ア 学校等と保護観察所が連携した支援等

法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室の実施等保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観

察対象者に対する生活支援等の充実を図る。【法務省、文部科学省】

イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実

法務省は、矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにする。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。さらに、法務省は、通信制高校に在籍し、又は入学を希望する矯正施設在籍者が、在所中も学習を継続しやすくなるよう、文部科学省の協力を得て、在所中の面接指導（高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令 32 号）第 2 条に定める面接指導をいう。）の実施手続等を関係者に周知するなど、通信制高校からの中退を防止し、又は在所中の入学を促進するための取組の充実を図る。【法務省、文部科学省】

ウ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実

法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施する。また、法務省は、同試験の受験コースを設け、外部講師の招へい、教材の整備等を集中的に実施している施設の取組状況を踏まえ、他施設についても指導体制の充実を図る。【法務省、文部科学省】

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア 矯正施設からの進学・復学の支援

法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学の意義を理解させるとともに、学校の種類、就学援助や高等学校等就学支援金制度等の教育費負担軽減策に関する情報の提供を行うなどして、修学に対する動機付けを図る。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知する。加えて、法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。【法務省、文部科学省】

イ 高等学校中退者等に対する地域社会における支援

法務省は、保護司、更生保護女性会、BBS会、少年友の会等の民間ボランティアや協力雇用主と連携して、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学することができる場所の確保を含めた修学支援を実施する。特に、矯正施設において修学支援等を受けた者については、施設内処遇の内容を踏まえ、矯正施設、保護観察所及び民間ボランティアが協働して、本人の状況に応じた学びの継続に向けた効果的な支援を実施する。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設在所者・保護観察対象者のうち、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者に対し、地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促す。【法務省、文部科学省】